

雇児福発 1125 第 1 号
平成 21 年 11 月 25 日

各都道府県

婦人保護事業担当部（局）長 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局
家庭福祉課長

配偶者からの暴力の被害者の一時保護機能の充実について（通知）

配偶者からの暴力の防止等については、従来より「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」（平成 20 年 1 月 11 日 内閣府、国家公安委員会、法務省、厚生労働省告示第 1 号）及び「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の施行に対応した婦人保護事業の実施について」（平成 14 年 3 月 29 日雇児発第 0329003 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）等に基づき実施が図られているが、先般、総務大臣から厚生労働大臣に対して、配偶者からの暴力の防止等に関する政策評価の結果に基づき、別添 1 のとおり「一時保護の機能の充実」について、勧告が行われた。

については、今般の勧告を踏まえ、改めて下記のとおり留意すべき事項をまとめたので、一時保護の申請と決定及び一時保護機能の充実において、引き続き適切な対応をお願いする。

また、各都道府県婦人保護事業担当部局においては、婦人相談所及び関係機関に対して、配偶者からの暴力の被害者の一時保護機能がさらに充実されるよう、周知徹底をお願いする。

なお、この通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言である。

記

1. 一時保護の申請と決定

- (1) 夜間、休日に関わらず、被害者の安全の確保、負担の軽減等も配慮しつつ、福祉事務所を経由していない申請の場合や、被害者が一時保護委託契約施設に直接来所した場合も含め、被害者の危険度や緊急度を勘案し、申請を受け付け、一時保護の要否を速やかに判断するなど柔軟かつ弾力的な対応を図ること。

- (2) 一時保護にあたっては、被害者の安全な保護・自立支援を円滑に進めるために、福祉事務所、警察等関係機関と速やかに連絡をとるなど、緊密な連携を図ること。

2. 一時保護機能の充実

- (1) 安全かつ適切な一時保護の実施のため、一時保護までの同行支援等の方策や連絡体制及び対応方法について、都道府県内の他の配偶者暴力相談支援センター、市町村及び警察等関係機関とあらかじめ協議を行うこと。
- (2) 外国人、障害者、高齢者、男性被害者等、様々な配慮を必要とする被害者にも対応できるよう、あらかじめ多様な一時保護委託先を確保すること。
- (3) 一時保護の委託にあたっては、被害者の状況と委託する施設の特性を考慮し、その被害者にとって最も適切と考えられる一時保護の方法及び施設を選定すること。
- (4) 一時保護の期間については、被害者の状況に応じて柔軟な設定をすること。
- (5) 一時保護後の円滑な自立支援に向けて、速やかに福祉事務所や関係機関と緊密な連携を図ること。
- (6) 都道府県内の関係機関と協議会を設置し、配偶者からの暴力被害者保護支援ネットワーク事業の活用等により、被害者支援のモデルケースを想定し、マニュアル等の形で関係機関相互の協力のあり方をあらかじめ決め、定期的に連絡会議を開催する等により共通認識を持ち、連携して取り組む体制を確保すること。
- (7) 協議会の場を活用するなどして、個人情報の保護に十分に留意した上で、婦人相談所としてのケースワークを確実に行う観点からも、必要な場合には個別の事案についても、協議を行うこと。

配偶者からの暴力の防止等に関する政策評価の結果（勧告）（抄）

（平成 21 年 5 月 26 日総務大臣）

この度、配偶者からの暴力の防止等に関する政策評価を実施した結果、別紙のとおり貴省所管事項について改善する必要の認められるものがありますので、勧告します。

（別紙より抜粋）

関係府省は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する政策を効果的に推進する観点から、当省のアンケート調査結果も参考にしつつ、次の措置を講ずる必要がある。

(2) 被害者の一時保護機能の充実

法により婦人相談所が行うこととされている被害者の一時保護について、その取組を更に充実させるとともに、一時保護の申請は原則として福祉事務所を経由することとしている都道府県に対し、被害者の緊急度等を十分勘案し、必要な場合は福祉事務所を経由していない場合でも適切に受け入れるよう徹底すること。（厚生労働省）

（参考）

配偶者からの暴力の防止等に関する政策評価書（総務省ホームページ）

http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/13458.html

別添 2

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」
(平成 20 年 1 月 11 日内閣府、国家公安委員会、法務省、厚生労働省 告示第 1 号)

<http://www.gender.go.jp/e-vaw/law/houshin.pdf>

別添 3

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の施行に対応した婦人保護事業の実施について」

(平成 14 年 3 月 29 日雇児発第 0329003 号 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知
[一部改正] 平成 20 年 1 月 11 日雇児発 0111003 号)

http://www.gender.go.jp/e-vaw/kanrentsuchi/03/r_06_0111003.pdf

別添 4

「配偶者からの暴力被害者の一時保護の委託について」

(平成 14 年 3 月 29 日雇児福発第 0329002 号 厚生労働省雇用均等・児童家庭局
家庭福祉課長通知 [一部改正] 平成 20 年 1 月 11 日雇児福発第 0111001 号)

http://www.gender.go.jp/e-vaw/kanrentsuchi/03/r_08_0111001.pdf